

総論

第1 入学試験要項（既修者コース（2年制））

1 募集人員等

(1) 募集人員

30名（2021年度）

(2) 合格者成績情報

ア 2020年度

最高点：総得点 295／400点 法学専門試験 250／350点

最低点：総得点 211／400点 法学専門試験 166／350点

イ 2019年度

最高点：総得点 329／400点 法学専門試験 284／350点

最低点：総得点 216／400点 法学専門試験 171／350点

ウ 2018年度

最高点：総得点 325.33／450点 法学専門試験 245／350点

最低点：総得点 228.17／450点 法学専門試験 155／350点

2 選考方法

(1) 第1次選抜

学部成績（30点）及び成績証明書以外の提出書類（20点）による書類選考

既修者コース志願者（併願志願者を含む）が約150名を超えた場合には、第1次選抜を行うことがある。第1次選抜を実施する場合においては、既修者コース志願者（併願志願者を含む）約150名を選抜する。

(2) 第2次選抜

第1次選抜結果（50点）及び法学専門試験（350点）

3 法学専門試験

(1) 出題形式

憲法，行政法（行政救済法を含む），民法，商法・会社法（手形法，小切手法，海商法，保険法を除く），民事訴訟法（倒産法，民事執行法，民事保全法を除く），刑法及び刑事訴訟法の7科目について，論文式試験を実施する。

7科目いずれについても10点（20％）を最低合格ラインと設定する。

法学専門試験では、「デイリー六法」（三省堂）、「ポケット六法」（有斐閣）のいずれか1冊（表紙も含めて市販されている状態のままのものに限る）の持ち込みを許可する。ただし、氏名以外の書き込みのないものに限り、氏名以外の文字が1文字でも記入されていれば、書き込みのある六法と見なす。ラインマーカー等で線を引くことは、書き込みと見なす。

(2) 試験時間

憲法及び行政法は、公法系法学専門試験として、民法、商法・会社法及び民事訴訟法は、民事法系法学専門試験として、刑法及び刑事訴訟法は、刑事法系法学専門試験として試験を実施するが、採点は各科目毎に評価する。

民事法系法学専門試験	9 : 30 ~ 12 : 00 (150 分)
公法系法学専門試験	13 : 30 ~ 15 : 10 (100 分)
刑事法系法学専門試験	16 : 00 ~ 17 : 40 (100 分)

(3) 科目の配点比率

各科目 50 点

(4) 答案用紙の形式

不見当（本講座では、予備試験と同形式（22 行×4 頁）の答案用紙を使用）

第2 論述式試験の傾向と対策

1 総論

内容面については、一部の年度・科目を除き、法学部の期末試験レベルの難易度であり、事実関係が複雑な問題や最高裁判例の射程を問うような難問はほぼ見られない。出題論点も、基本的な論点、具体的には、百選掲載判例や近年の重要判例に関するものが多い（そこで、本講座の解答例においては、サイドコメントとして、関連する（裁）判例の年月日を掲載するとともに、百選掲載判例については、その最新版の判例番号を付することとした。）。

形式面については、一般的な「事例問題」以外にも、いわゆる「説明問題」や「一行問題」が出題されることが多い。試験時間の面では、問題の難易度や分量に比して十分であり、時間不足に陥る可能性は低いであろう（もっとも、そうであるからこそ、他の受験生に書き負けないよう、事前準備を徹底しておく必要がある。）。

2 憲法

出題形式としては、一般的な事例問題から、説明問題、一行問題、あるいはそれらの組み合わせなど多岐にわたるところ、説明問題や一行問題においては、統治分野を含め、ありとあらゆる分野からの出題が可能となる。また、事例問題についても、いわゆる主張反論型で出題されることもあれば、いわゆる意見書型で出題されることもある。さらに、事例問題が

出題される場合、著名判例をほぼそのまま素材にした事例での出題が多いが、近年は、一般的受験生は知らないであろう下級審裁判例を素材にした事例での出題も見られる。このように、憲法の出題は、形式面でも内容面でも、あらゆる可能性が考えられる。

したがって、小手先のテクニックを覚えるような学習方法は全く無意味であり、基礎知識や基本判例の事案・判旨を深く正確に理解・記憶することで、憲法を使いこなせるようにするという、王道の学習をすることが最も有効な憲法の対策となろう。

3 行政法

出題形式としては、「以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること」というもので近年は一貫している（それ以前の出題形式も、これと類似の説明問題である。）。また、その内容も、いわゆる短答プロパー知識に属するものや、判例・通説以外の見解について説明させるものも多々見られる。

したがって、行政法の対策としては、特定の分野に偏ることなく、（広く浅くでも良いので）穴のない学習をすることが必要となる。もっとも、2項目は捨てることができるので、あまりに細かい分野を追い求めるのは得策ではなく、基礎知識や基本判例を具体例とともに深く正確に理解・記憶すること、学説の対立が激しい分野については自説（判例・通説）以外の見解も押さえることが重要である。

4 民法

出題形式としては、一般的な事例問題か、事例問題と説明問題の組み合わせのいずれかであるが、いずれにせよ、出題される論点は基本的なものばかりである。したがって、説明問題に慣れてしまえば、民法の対策に困難を来たすということはないと思われる。

5 商法・会社法

出題形式としては、過去には一般的な事例問題や一行問題が出題されていたこともあったが、近年は、日本に留学中の外国人ロースクール生に対して日本の法制度をはじめ裁判例を含めた日本法の状況を説明するという出題が続いている。このような出題形式の場合、何をどこまで書くかの判断が難しいが、基本的には、条文を指摘し、その要件・効果（文言）ごとに関連する論点・判例を説明すれば答案としては十分であろう。出題される分野も、事例問題で頻出の分野ばかりである。

したがって、商法・会社法についても、出題形式に慣れてしまえば、対策に困難を来たすということはないと思われる。

6 民事訴訟法

出題形式としては、一般的な事例問題であり、出題される論点も、典型的なものばかりである。したがって、普段の学習がそのまま民事訴訟法の対策になると思われる。

7 刑法

出題形式としては、「○の罪責を論じなさい」といった一般的な事例問題であり、出題される論点も、典型的なものばかりである（ごく一部の年度で一行問題が出題されたことがあるが、内容は典型論点を問うものであった。）したがって、刑法についても、普段の学習がそのまま対策になると思われる。

8 刑事訴訟法

出題形式としては、（裁）判例の原文が引用されており、それに関連する説明型の設問が4つ前後出題されるという、かなり特殊な出題形式である。内容も難解なものが多い。一朝一夕やぶっつけ本番で対応することは事実上不可能であり、とにかく出題形式に慣れること（「逃げ方」を準備しておくこと）が重要である。

なお、類似の出題形式は一橋大学で見られるところであり、一橋大学の過去問に取り組むのも（予想問題という意味でも）有用であろう。

以 上